

1 8 川 監 公 第 1 3 号

平成 1 8 年 1 2 月 1 1 日

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 4 項の規定により監査を行いましたので、同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

川崎市監査委員	鹿 川 隆
同	奥 宮 京 子
同	小 林 貴美子
同	西 村 英 二

監査の種別 定期監査（工事監査）

監査の対象 まちづくり局

監査の範囲 平成17年度に契約し、平成18年度に繰り越した工事、平成18年度に契約した工事及び債務負担工事で平成19年3月31日までに完成するもの（工事関連の業務委託を含む。）

監査の期間 平成18年8月1日から  
平成18年11月22日まで

監査の結果

今回の監査は、まちづくり局が執行した工事及び工事関連の業務委託のうちから、工事27件、委託8件、合わせて35件(別表)を抽出し、工事及び業務委託が適正に、かつ経済性、効率性及び有効性を考慮して執行されているかについて、書類審査及び現場調査を行った。

重点項目として、工事の工期が適切に算定されているか、契約工期が遵守されているか、延期があった場合の理由は適正か、工事の施工途中における確認及び技術検査が適切に実施されていたかを主眼に実施した。

その結果、次のとおり改善措置を要する事項が見受けられた。

「フェンスのコンクリート連続基礎を補強すべきもの」

登戸土地区画整理事業向ヶ丘遊園駅交通広場暫定整備工事は、登戸土地区画整理事業の一環として向ヶ丘遊園駅の交通広場を暫定的に整備する工事である。

交通広場はバスロータリーとして活用されるため、利用者の安全対策として隣接する道路及び事業管理用地との境界に高さ2メートルのメッシュフェンスを延長68メートル設置した。

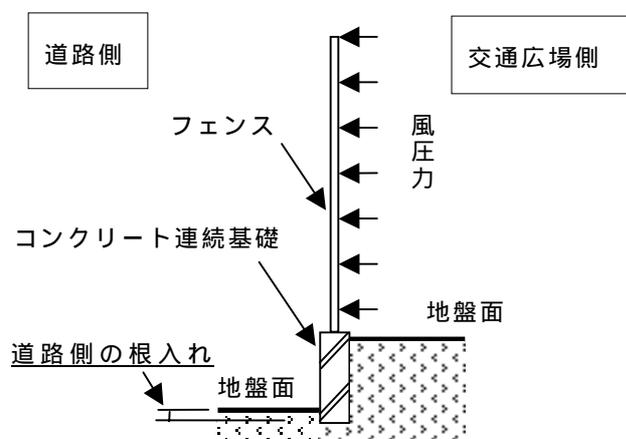
現場を調査したところ、フェンスの基礎は幅 25 センチメートル、高さ 40 センチメートルのコンクリート連続基礎（以下、「基礎」という。）で、現場打ち込みにより施工されていたが、基礎の道路側延長 45 メートルの根入れが 0 から 8 センチメートルと少ないことが確認され、風圧力の計算を行ったところ、強風により転倒することが判明した。（参考図参照）

安全面から至急基礎の補強を講じられたい。

（措置済内容）

フェンスの転倒防止対策として、平成 18 年 10 月 30 日に基礎のコンクリートを道路側に幅 15 センチメートル、延長 45 メートル増し打ちして、基礎を重くする補強を行った。

（別表監査番号 26）（まちづくり局登戸区画整理事務所）



（参考図）